

～事務の効率化や環境に配慮した取組み～

栃木市介護認定審査会ペーパーレス化について



1 事業実施の背景

要介護認定とは、介護サービスの必要度を判断するものであり、認定調査員による訪問調査と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会によって決定されます。平成12年度から導入された介護保険制度は現在では広く周知され、近年の高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者等は増加の一途をたどっています。

要介護等申請者の増加に伴い、審査会に使用される紙ベースでの資料の作成や破棄作業は膨大であり、手段の見直しが課題となっていました。超高齢化社会を向かえ、今後増加する事務の効率化、行政コストの削減を図るとともに、スムーズな介護認定審査会の運営に寄与する取組みと位置づけ、本市介護認定審査会をペーパーレス化します。

2 目的

介護認定審査会における審査会用資料を紙ベースから電子化にて提供することで、大量に使用される紙と印刷コストの削減による地球資源の節約や資料作成時、及び審査会終了後の資料破棄に伴う事務の効率化を実現し、迅速かつ正確な審査会運営を目的とする。

3 介護認定審査会とは

介護認定審査会（以下「審査会」）は、要介護等認定の審査判定を行う機関であり、保健・医療・福祉の学識経験者等で構成される合議体です

・本市における合議体の設置状況

合議体数	10
1合議体における委員の定数	7名（うち1合議体に限り5名）

計68名の委員で構成され、審査会毎に5名の委員出席（うち、1合議体に限り4名）で運営されています。

・本市における審査会開催状況

1合議体あたりの開催回数	毎月3回（1合議体に限り1回）※年間336回
1合議体あたりの審査件数	約24件×336回≒8,000件（年間）

4 審査会資料作成に伴う用紙、印刷コスト

【必要用紙数】

- ・審査会1回あたり 514枚×336回/年=172,704枚（年間）

【印刷カウント数】

- ・審査会1回あたり 876カウント×336回/年=294,336カウント（年間）

5 審査会資料配布・回収方法について

審査会開催日約1週間前に、審査会用資料を作成し審査会委員に配布する。
審査会終了後、審議を終えた審査会用資料を回収する。

【従来の資料配布・回収方法】

審査会資料・訪問調査票・主治医意見書の中に含まれる個人情報をマスキングし、審査会用資料を作成する。必要部数を印刷、配布し、審査会終了後に回収し破棄する。

【ペーパーレス化による資料配布・回収方法】

上記、審査会用資料作成手順までは同じ。資料データを複写機にてスキャンしPDF化されたデータを「配布・回収ソフト」を使い、5台同時に送信。また、審査会終了後の回収も同ソフトを使い、5台同時にデータ削除を行う。

6 電子ペーパー仕様

ディスプレイサイズ	A4版
タッチパネル	静電容量方式ペン入力対応タッチパネル
充電電池持続時間	Wi-Fi機能オフ時：最長3週間
寸法（幅×高さ×奥行）	約224mm×302.6mm×5.9mm
質量（充電電池含む）	約349g
主な付属品	スタイラスペン

●納品台数：60台

7 ペーパーレス化審査会開始時期

平成29年11月審査会より実施します。

準備期間として、10月は全ての審査会において、デモデータを用いた電子ペーパーの操作説明の実演を繰り返し行うことで、スムーズな移行ができるよう、係員一同努めます。

【問合せ先】

保健福祉部 地域包括ケア推進課
認定係 佐藤 ☎0282-21-2254